

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）（第一条関係）	1
○ 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）	4

改正案	現行
<p>（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）</p> <p>第二条 法第十条の三第六項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士 一万四千三百円</p> <p>二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士 五千九百円</p>	<p>（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付等の手数料）</p> <p>第二条 法第十条の二の二第六項（法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める額は、次の各号に掲げる一級建築士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けようとする一級建築士 一万四千三百円</p> <p>二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士 五千九百円</p>

改正案	現行
<p>（不動産鑑定業者登録簿等の供覧）</p> <p>第三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三十一条第一項の規定により書類を公衆の閲覧に供するため、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（参考人に支給する費用）</p> <p>第五条 法第四十三条第三項に規定する旅費及び日当のうち、国土交通大臣の求めに応じて出頭した参考人に支給するものは、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当とし、その支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（二級の職員が受けるものの例により、都道府県知事の求めに応じて出頭した参考人に支給するものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例に定める実費弁償の例による。</p> <p>2 旅費及び日当のほか、法第四十三条第三項の規定により支給しなければならぬ費用は、前項の参考人に意見書、報告書等の作成を求めた場合と認められる費用とする。</p>	<p>（不動産鑑定業者登録簿等の供覧）</p> <p>第三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三十一条第一項の規定により書類を公衆の閲覧に供するため、不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。</p> <p>3 前二項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に供するため行う事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>（参考人に支給する費用）</p> <p>第五条 法第四十三条第三項に規定する旅費及び日当のうち、国土交通大臣の求めに応じて出頭した参考人に支給するものは、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当とし、その支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（二級の職員が受けるものの例により、都道府県知事の求めに応じて出頭した参考人に支給するものは、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例に定める実費弁償の例による。</p> <p>2 旅費及び日当のほか、法第四十三条第三項の規定により支給しなければならぬ費用は、前項の参考人に意見書、報告書等の作成を求めた場合と認められる費用とする。</p>



